

# 減額単品スライド条項の運用 説明資料

平成21年3月

農業政策課技術管理室

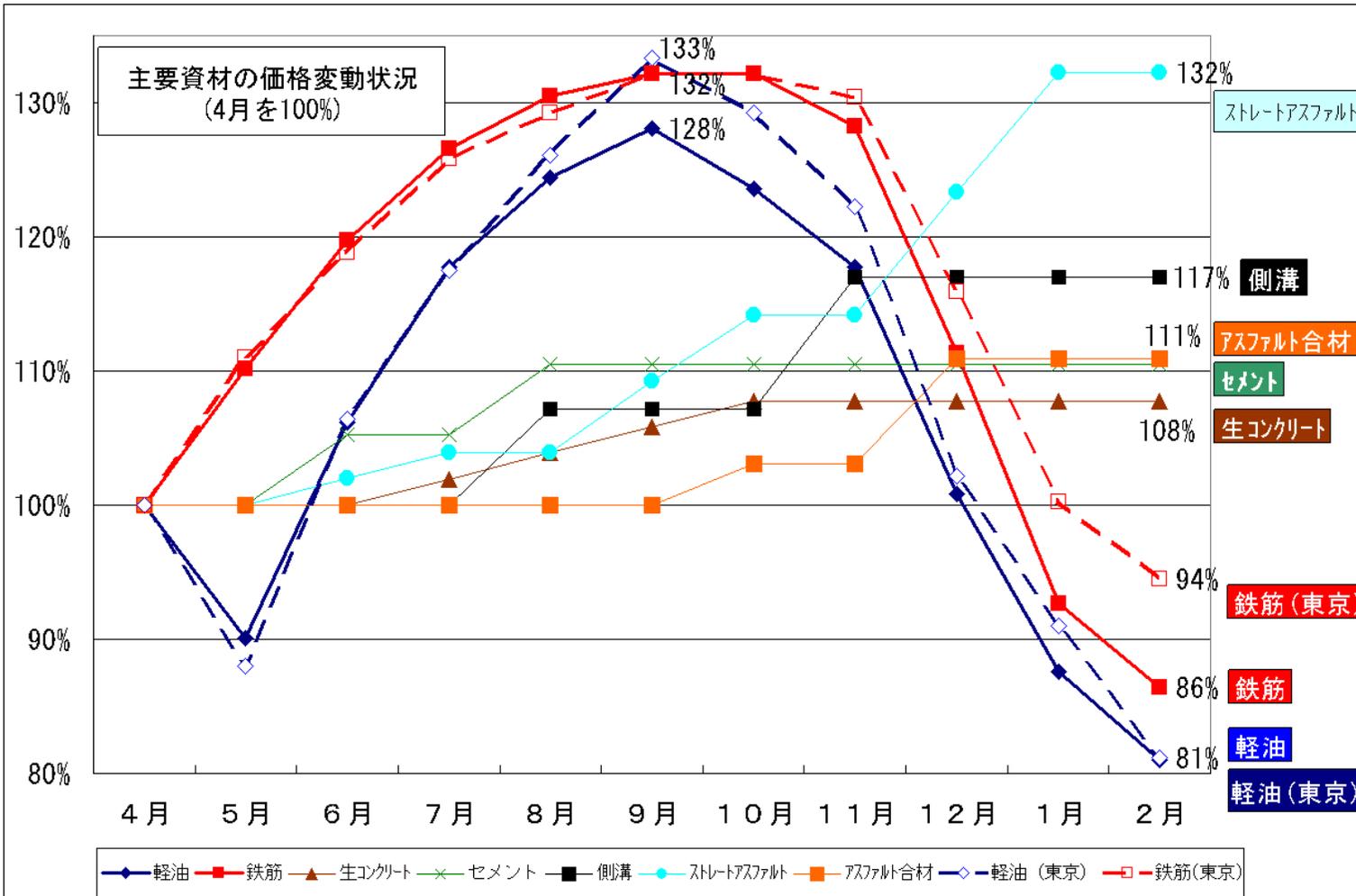
監理課技術管理室

# 今回の減額単品スライドについて

<単品スライド条項の今まで経緯>

平成20年7月7日:鋼材類・燃料油について契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の適用を開始

平成20年9月22日:対象資材を、全品目に拡充



※主要資材のうち、鋼材、燃料油が9月をピークに急激な下落をしている。



減額スライドの運用が必要。

# 今回の減額単品スライドについて

## ○条項発動の対象となる工事

- 4月1日時点で継続中の工事
- 今後新規発注する工事

### 【留意事項のポイント】

#### ① 部分払時の扱い

- 昨年7月7日以降に既済部分検査を行ったものは対象とする。  
(昨年7月6日までに既済部分検査を行ったものは対象外)

#### ② 部分引渡時の扱い

- 4月1日までに部分引渡しを終えた部分については対象外
- 部分引渡しを行う「指定部分」は、その部分のみを対象に本条項が適用される

#### ③ 発動期間

- 当面の間<sup>①</sup>の暫定的措置であり、恒久的措置ではない。  
(今後の資材価格の動向を踏まえて、今後の対応を判断)

## 今回の単品スライドの対象資材

### 対象資材は、全資材（増額単品スライドと同様）

**鋼材類：** H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ、リース資材等（ただし、非鉄金属は含まない）

**燃料油：** 軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油

上記資材のほか、生コンクリート、  
Co二次製品、As合材、金属類（鋼材類に含むものを除く）、  
木材等 全資材が対象

※品目分類の考え方：価格変動要因が同一のもの  
価格下落の要因を特定することが必要。

各資材価格の変動による工事価格の減少への影響が客観的に説明可能なことが必要

- ① 個別の資材価格が積算の内訳を構成している要素である場合
- ② 上記以外でも、個別の資材価格の変動による工事価格の減少への影響が  
客観的に説明可能な場合（例：燃料油が積算内訳の構成要素でない資材運搬費など）

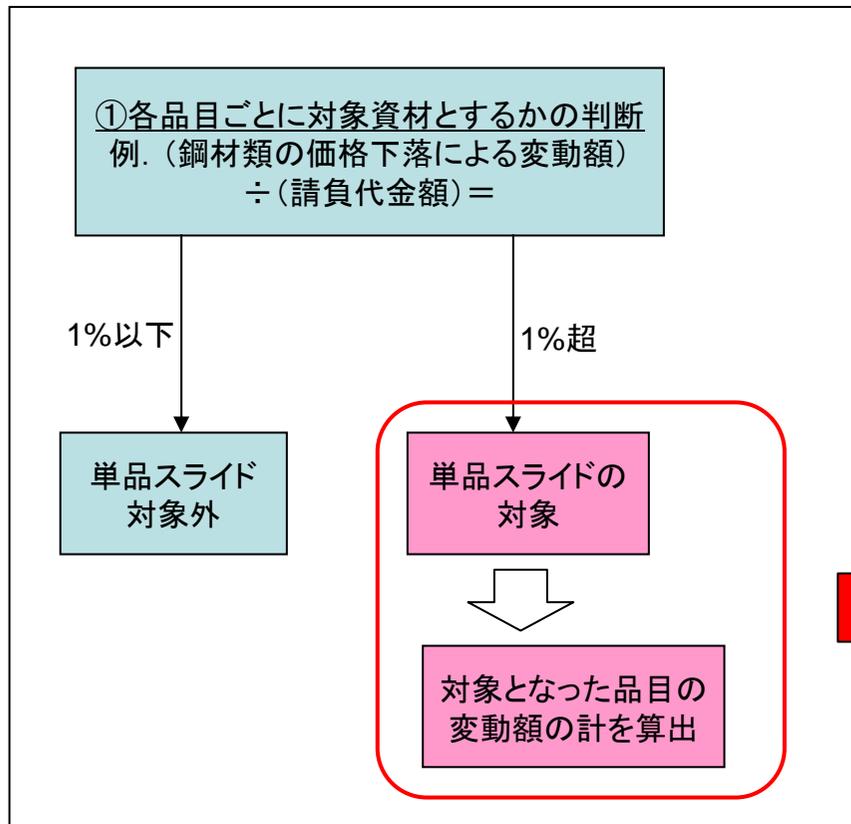
## 対象工事費の1%を超える品目が対象

- 鋼材類、燃料油等、「品目ごとの減額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象

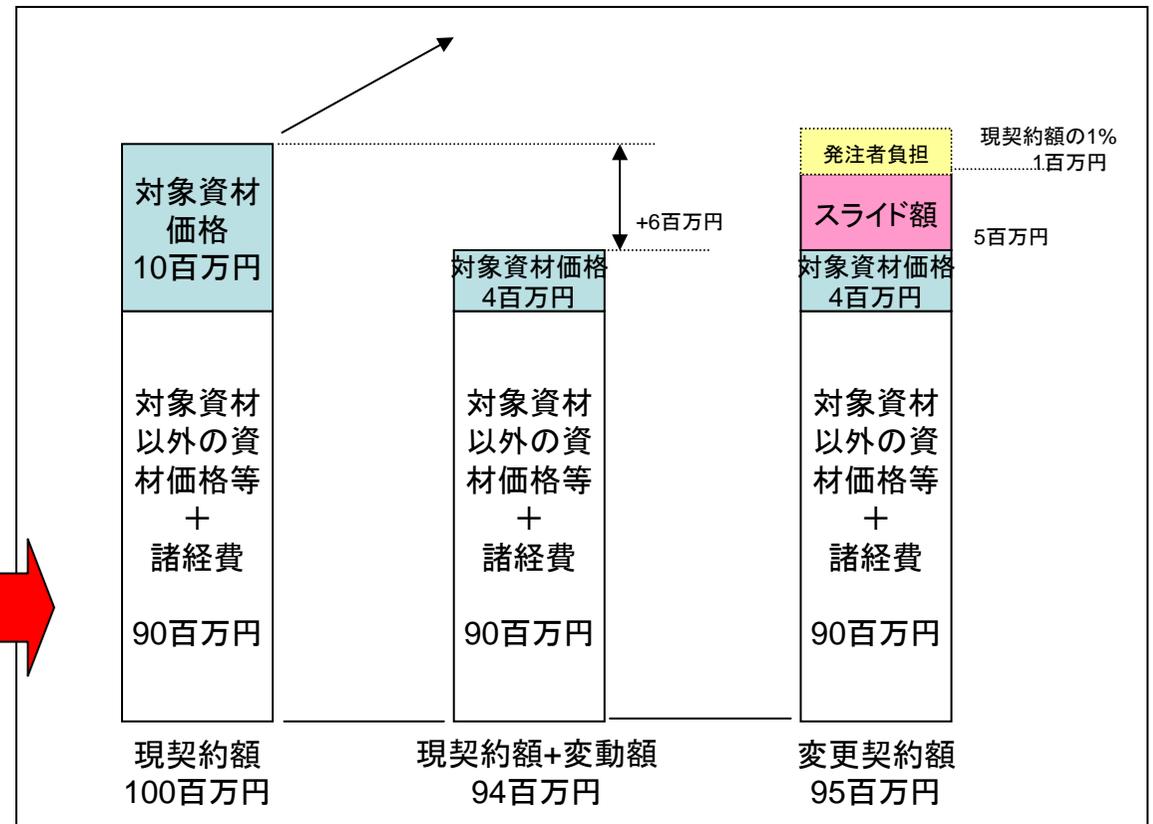
(※ 「品目ごとの減額分」とは、鋼材類を例にすれば、H型鋼、異形棒鋼……などの合計額)

(※ ただし、各品目の減額分の合計額が1%を超えるものを対象とする主旨ではない)

### (1) 対象資材の判定フロー



### (2) 対象となった資材のスライド額算定イメージ



# 「対象工事費」について

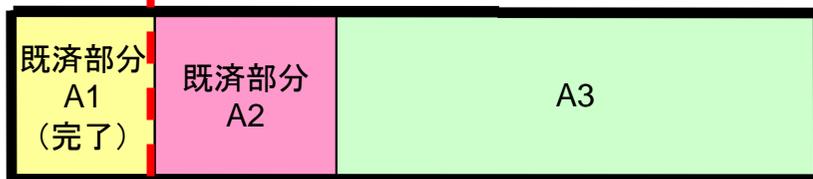
「対象工事費」とは、基本的には「最終的な全体工事費」

● ただし、以下の部分は除かれる。

- ① 7月7日、本条項適用以前に「既済部分検査」が完了している部分
- ② 部分引渡しが完了している部分

## 対象工事費の概念

適用日7/7 : 鋼材類及び燃料油  
適用日9/22: その他資材



当初契約額:  $A1 + A2 + A3$

対象工事費:  $A2 + A3$

# スライド額の算定方法

①スライド額は、対象となった鋼材類や燃料油等に該当する対象資材の単価の変化から変動額を算定し、対象となる工事費の1%を超える額。

●スライド額 = 対象となる品目の変動額の合計 + 対象工事費 × 1%  
 =  $\sum (M_{\text{品目名}}^{\text{変更}} - M_{\text{品目名}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$

● (当初の品目の金額)  
 = 設計時点の実勢価格 (消費税抜) × 対象数量 × 落札率 × 消費税率  
 $M_{\text{品目名}}^{\text{当初}} \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105/100$

実勢価格を使用する場合は落札率がかかる

● (変動後の品目の金額)  
 = 変動後の実勢価格 (消費税抜) × 対象数量 × 落札率 × 消費税率  
 $M_{\text{品目名}}^{\text{変更}} \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times \text{落札率} \times 105/100$

ただし、乙が異議を申し立てた場合であって、これらの実際の購入金額が  $M_{\text{品目名}}^{\text{変更}}$  を上回り、かつ証明書類によって適当な購入価格であると認められる場合にあつては、 $M_{\text{品目名}}^{\text{変更}}$  に代えて乙の実際の購入金額を用いてスライド額を算定する。

・実際の購入金額には落札率はかからない

p : 設計時点における各対象材料の実勢単価

p' : 鋼材類及びその他対象材料

甲が有する情報に基づき判断した搬入月における各対象材料の実勢単価を搬入時期毎の数量に応じ、加重平均した価格。搬入数量が判断できないものは、搬入月の平均値。

燃料油

甲が有する情報に基づき判断した搬入月における各対象材料の実勢単価。搬入月が判断できないものは、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの実勢単価の平均値。

D : 各対象材料について算定した対象数量

P : 対象工事費

# スライド額の算定方法(例:鋼材類)

## 計算例

(落札率95%の工事の場合)

設計単価(円)	90,000
設計図書の数(t)	100

	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月
各月の実勢価格(円)	85,000	78,000	78,000
搬入又は購入時の価格(円)	80,000	78,000	75,000
搬入または購入時の数量(t)	20	40	50

110 ← 実購入数量

○ 価格変動前の金額:  $M_{鋼}^{当初}$

= 設計時点の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × (1 + 消費税率)

$$90,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 8,977,500$$

○ 価格変動後の金額:  $M_{鋼}^{変更}$  (各搬入月の搬入量がわかる場合)

= 搬入月の実勢価格(加重平均) × 対象数量 × 落札率 × (1 + 消費税率)

$$\left( \frac{85,000 \times 20 + 78,000 \times 40 + 78,000 \times 50}{20 + 40 + 50} \right) \times 100 \times 0.95 \times 1.05 = 7,907,454$$

○ 実購入額  $(80,000 \times 20 + 78,000 \times 40 + 75,000 \times 50) \times \frac{100}{110} \times 1.05 = 8,085,000$

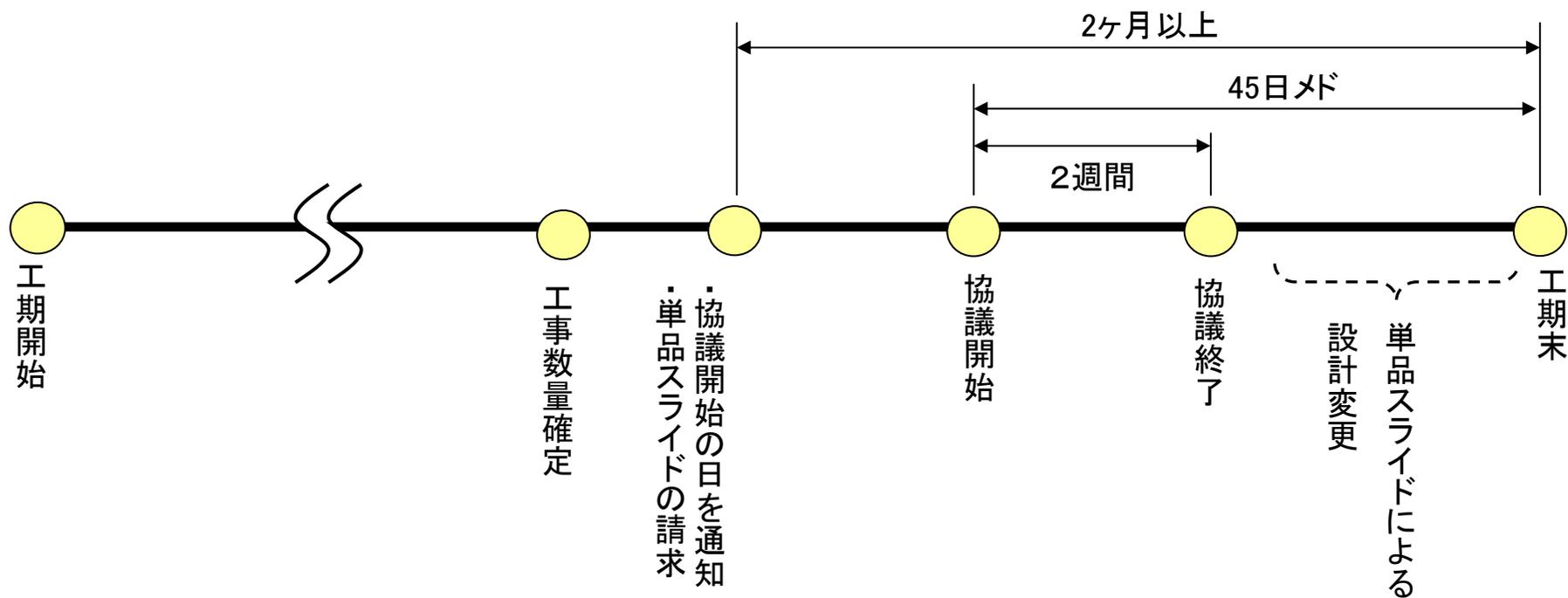
※この場合、乙が異議を申し立てた場合であって、証明書類によって適当な購入価格であると認められる場合は価格変動後の金額 $M_{鋼}^{変更}$ は、実勢価格を採用

○ 変動額  $M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初} = 8,085,000 - 8,977,500 = -892,500$

# 申請・協議の手続きについて

○単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前まで ←増額単品スライドと同様  
但し、工期末が平成21年7月29日以前の工事は、工期内であれば5月29日まで請求が可能

《基本パターン》

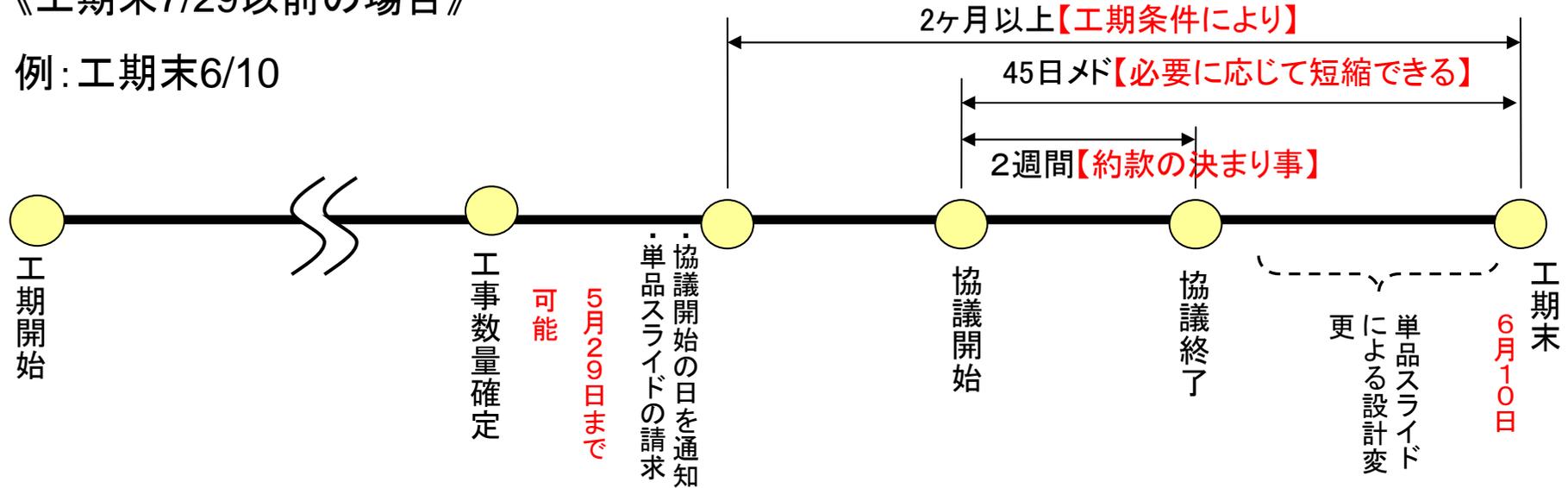


# 申請・協議の手続きについて

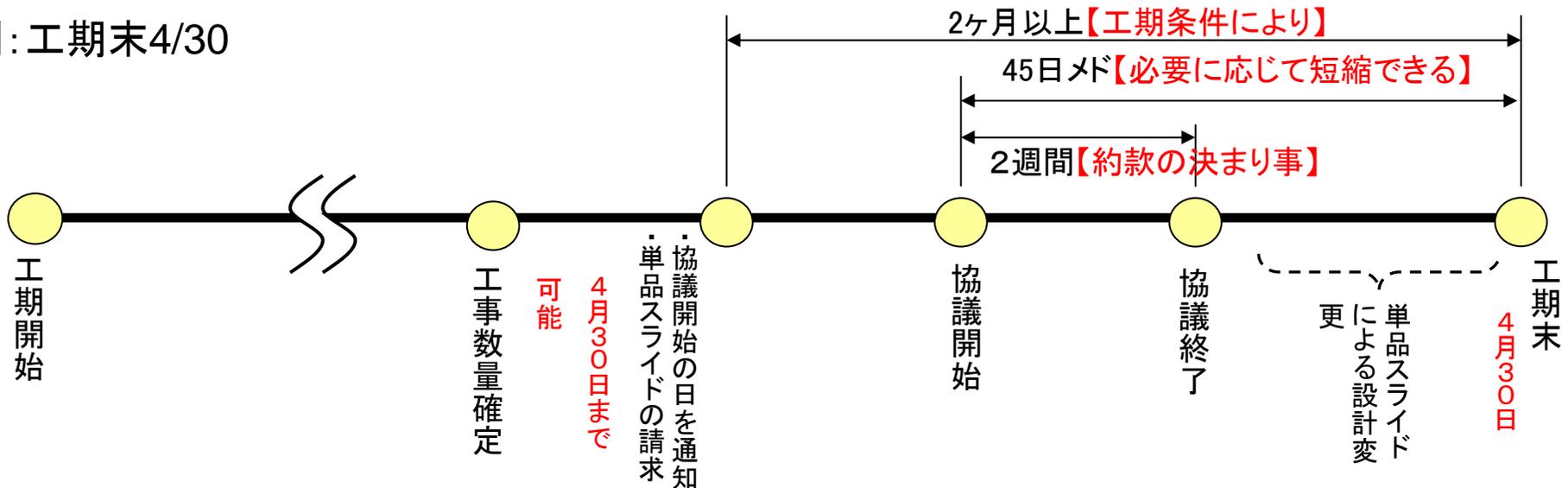
○工期末が平成21年7月29日以前の工事は、工期内であれば5月29日まで請求が可能

《工期末7/29以前の場合》

例：工期末6/10



例：工期末4/30



# 単品スライド条項運用の手順(詳細)

## 1. 単品スライド請求・スライド額の協議開始日の通知

○発注者より工期末の2月前までに請求  
また同時に協議開始日を決定し、受注者に通知する。【様式6】  
ただし工期が平成21年7月29日以前の工事は、工期内であれば5月29日まで請求が可能。

## 3. スライド額協議開始

○発注者よりスライド額の提示。【様式7】

乙「**異議なし**」の回答  
【様式8】

乙「**異議あり**」の回答【様式8】  
○乙からの証明書類等の資料を確認。

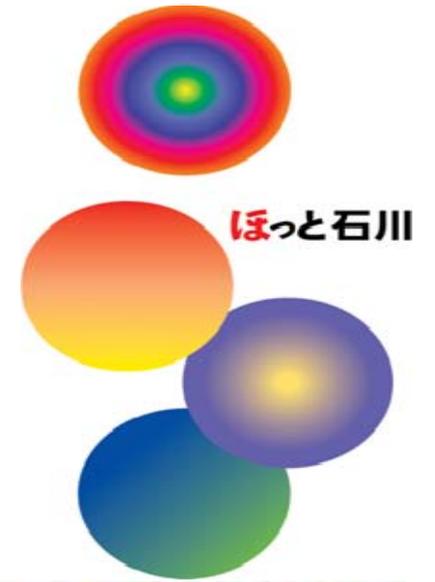
## 4. スライド額決定(スライド協議開始から14日以内)

甲の算定したスライド  
額で決定【通知不要】

○スライド積算による変更額の確定。【様式9】

## 5. スライド変更契約

○工期末に変更契約



ご静聴有り難う御座いました。

End

2009.3.18

Pref.Ishikawa